

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(介護予防 ユニット型)

社会福祉法人 長野会

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長野会が開設する指定介護老人福祉施設菊地の園（以下「施設」という。）が行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 短期入所生活介護事業所 菊地の園
- 二 所在地 高崎市菊地町434番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者
 - 医師 1 名（非常勤）
 - 生活相談員 1 名以上（常勤）
 - 介護支援専門員 1 名以上（生活相談員と兼務）
 - 看護職員（准）看護師 3 名以上（常勤・非常勤）
 - 介護職員 17 名以上
 - 栄養士 1 名以上
 - 機能訓練指導員 1 名（看護職員と兼務）

従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

- 三 事務職員 1 名（常勤職員）
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第 5 条 ユニット型指定短期入所生活介護等の利用定員は、以下のとおりとする。

- 一 空床利用型 58 名

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第 7 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする（1割・2割・3割）。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに100円。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 四 理美容代として、実費。
 - 五 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は中学校区（1部小学校区）として長野郷・八幡・豊岡・乗附・片岡・第一・高松・並榎・塚沢・中尾・群馬南・箕郷（車郷小）・榛名（久留馬・下里見・里見各小）・安中第一とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出て下さい。
- 二 浴室を利用する際には、従業員に申し出て下さい。
- 三 敷地、施設内での喫煙はできませんのでご協力いただきます。
- 四 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限りできます。それ以外の場所、時間は禁酒に協力いただきます。
- 五 生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。
- 六 施設内での秩序、風紀を乱し、他の利用者等に迷惑を及ぼすことに注意をお願いします。
- 六 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力いただきます。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 三 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 四 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 虐待が発生した場合、速やかに市へ通報し、市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

別 紙

1

費 用 区 分	費 用 の 額
滞在に要する費用	ユニット型個室 日額 2,066円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 日額 880円 第2段階認定者 ユニット型個室 日額 880円 第3段階認定者 ① ② ユニット型個室 日額 1,370円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 600円 第3段階認定者① 年金収入等80万円超120万円以下 日額 1,000円 第3段階認定者② 年金収入等120万円超 日額 1,300円
食事の提供に要する費用	1,500円/1日 1食当たり 朝食 450円 昼食 550円 夕食 500円 なお、緊急の退居、入院については1日単位での請求とします。

2 基本単位（1日当たり）

介護区分

単 位

要支援1

529単位

要支援2

656単位

3 加算単位

加算が該当する時は下記加算がかかります。

ア 送迎加算

片道につき

184単位

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 単位の合計

136/1,000単位

※各種加算など、1か月に発生した単位の合計に10,33円を乗じた金額が介護報酬額となり、利用者負担額は基本はその1割となります。（所得に応じ負担割合は変更します。）

※金額については、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じます。